

森づくりグループ活動支援事業実施要領

1 趣 旨

豊かな森林を次世代に継承していくためには、森林からの恩恵を受けている県民が、森林を守り育て活かす取組み（県民参加の森づくり）に主体的に参加する機運醸成と参加の場の提供が重要です。

県民の森づくり活動への更なる参加促進を図るため、「県民参加の森づくり」の取組の主体となっている団体が森林整備や森林環境教育などの活動を行う場合、その活動を支援します。

2 助成の対象となる活動の内容

1) 県民が主体的に参加して行う次の①及び②の活動とする。

①森林整備

植栽、下刈り、除伐・間伐、枝落し作業、歩道整備等

②森林環境教育

2) 年間の活動数は、別表の活動回数を必須とする。

3 助成対象団体

助成の対象となる団体は次の全ての条件を満たす団体とする。

- 1) 森づくり活動に取り組む非営利の法人及び任意団体
- 2) 構成員が5人以上の団体

4 助成対象経費及び助成額

助成対象経費及び助成額（限度額）は「別表」のとおりとする。

5 助成金の交付の申請

この事業による助成を希望する団体（以下「助成希望団体」という。）は、次の書類を公益財団法人静岡県グリーンバンク理事長（以下「理事長」という）に提出するものとする。

また、助成希望団体の責任において、当年度の4月1日から事業を実施できるものとし、助成金の交付の申請において、実施済の事業についても交付の対象として申請できるものとする。

なお、助成申請書を審査した結果、実施済の事業が交付金の対象とならない場合があっても異議を申し立てないこと。

1) 提出書類 各一部

- ① 森づくりグループ活動支援事業助成金交付申請書（様式1）
- ② 申請する団体の概要（様式1の附）
- ③ 活動の計画表（様式2）
- ④ 収支の計画表（様式3）

⑤ 「森づくり県民大作戦」参加申出書（県の受付印あり）の写し

⑥ 前払いを希望する場合、請求書（前払い）（様式8）

⑦ 「静岡森づくり貢献認定証」の写し（マスター、アドバンス、エンジョイタイプの助成限度額を希望する場合）

2）提出期限：別に定める日まで

6 交付の決定及び通知

理事長は、5により提出された助成申請書等の内容を審査し、適正と認められる場合は、予算の範囲内で助成額を決定し、助成希望団体に通知する。

なお、助成金の申請総額が予算額を超える場合は、申請額から減額して助成額を交付決定する場合がある。

7 助成金交付の条件

理事長は、交付の決定において、助成金の交付に関する条件を付することができる。

助成金交付の決定を受けた団体（以下「助成決定団体」という。）は、助成対象となる活動を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

8 実績の報告

助成決定団体は、助成対象の活動完了後、次の書類等をグリーンバンクに提出するものとする。

1）提出書類 各1部

① 森づくりグループ活動支援事業実績報告書（様式4）

② 活動の実績表（様式5）

③ 支出の実績表（様式6）

④ 支出に関する領収書等の写し

⑤ 活動成果の整理表（様式7）

⑥ 活動の状況写真、購入した苗木などの写真

⑦ その他、参加者募集チラシ、新聞記事等

⑧ 請求書（実績払）（様式9）

2）提出期限

活動完了の日から 15 日以内、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日まで

なお、止むを得ず3月15日以降にも活動を行う場合は、「活動の実績表」にはその活動計画を記載するものとする。

但し、助成金にかかる購入等は3月15日までに完了させるものとする。

9 助成金の額の確定

理事長は、8により提出された実績報告書等の内容を確認し、本要領等において助成対

象として認められる経費について助成金額を確定するものとする。また、確定した助成金額が交付決定額と同額の場合は、確定通知を省略することができる。

なお、実績報告において、助成対象と認められない経費がある場合は、決定額を減額して助成額を確定するとともに、前払いを行っている場合は、助成決定団体に対し返還を求めるものとする。

10 助成金の交付

理事長は、5及び8により提出された請求書に基づき交付金を支払うものとする。

なお、9により確定した助成金が請求書の額と異なる場合は、確定した助成金の額を支払うものとする。

11 団体による情報発信

この事業は緑の募金を活用していることから、助成決定団体は活動に当たって「緑の募金の幟」を設置するとともに、自らも情報発信に努めること。

また、助成決定団体は、グリーンバンクからの要請に応じて、グリーンバンクだより、緑の募金だより等用の被写体の了解が得られた写真データを提出すること。

附 則

この要綱は、平成24年度の事業から適用する。

この改正は、平成27年度の事業から適用する。

この改正は、平成28年度の事業から適用する。

この要領は、平成29年度の事業から適用する。

この要領は、平成30年度の事業から適用する。

この要領は、平成31年度の事業から適用する。

この要領は、令和2年度の事業から適用する。

この要領は、令和3年度の事業から適用する。

この要領は、令和4年度の事業から適用する。

この要領は、令和5年度の事業から適用する。

「別表」 【森づくりグループ活動支援推進事業】

1 助成の対象となる経費

科 目	区 分	摘 要
森林整備活動費	苗木代 借上げ料 保険料 通信費 消耗品費	資機材運搬車両等 傷害保険、ボランティア保険等 切手、振込料 救急薬品等
森林環境教育費	指導者謝金 借上げ料 学習教材費 保険料 通信費 消耗品費	外部の講師・指導者 施設使用料 教材、材料費等 傷害保険、ボランティア保険等 切手、振込料 救急薬品等
資機材費	器具・資材購入費	チェーンソー、草刈り機 鎌、鉋、のこぎり、くわ、ヘルメット、苗木 の支柱等
森林整備活動、 森林環境教育の 情報発信費	—	実施した森づくり活動をSNSやホームページで情報発信するにかかる募金事業細則で定めた経費

※ 助成金の対象となる摘要等の考え方については「緑の募金による助成金交付事業の細部取扱い」を参照のこと

※ チェーンソー等を購入する場合の助成の上限額は次のとおり

- a チェーンソー ： 50千円／台（差額は活動団体負担）
- b 刈り払い機 ： 35千円／台（差額は活動団体負担）
- c その他の機械： 30千円／台（差額は活動団体負担）

※ 会員等が所有する機械等の借上げ料（1日）の目安は次のとおりとする。

機械等	チェーンソー	刈払い機	車両 （軽トラ）	車両 （2T以上）	その他の機械
目安額	500円	500円	500円	800円	500～800円

2 助成の限度額

一団体当たり助成額は、次のとおりとする。

年間の活動回数の 条件	左の内、「森づくり県民大 作戦」参加回数	助成限度額	静岡森づくり貢献 制度認定加算額
5回以上	3回以上	10万円	5万円
10回以上	3回以上 1回は秋の重点期間内 1回は公募	20万円	5万円

3 助成限度額にかかる調整

同年度に、「県民参加の森づくり推進事業」にも助成申請する場合は、次のとおり助成限度額を調整する。

【調整】2つの事業の助成申請額の合計は、それぞれの事業の助成限度額のいずれか大きな方の額を上限とする。